

# 令和4年度 介護サービス事業者集団指導資料

## 【 目次 】

1. 事故報告
2. 苦情・相談など
3. 令和4年度指導・監査等における指摘事項
4. 介護職員の処遇改善について
5. 変更届の提出について
6. 市ホームページについて
7. 【地域密着型】運営推進会議
8. 令和3年度報酬改定において経過措置となった事項
9. 各係からのお知らせ
10. 介護事業所のメールアドレスの登録・確認について
11. 介護保険給付に関するお問い合わせについて

名護市福祉部介護長寿課



# 1. 事故報告

沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領において、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護サービスが事故報告の対象となっており、報告先は介護保険の被保険者の属する保険者及び事故が発生した事業者が所在する市町村となっております。当該様式と要領をそれぞれご確認のうえ、ひきつづき事故報告を行っていただきますようお願いいたします。（県の実地指導にて事故報告漏れを指摘されたケースがいくつかあるようです。）

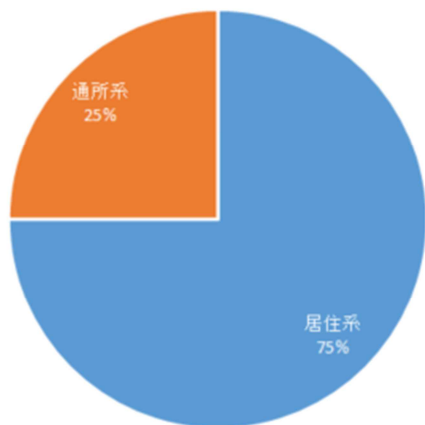
また、厚労省は「介護保険施設等における事故の報告様式等について(令和3年3月19日(老高初0319第1号)介護保険最新情報vol.943)」において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることをふまえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する。」としております。名護市でも国の様式に統一することとし、市要領を策定しました。市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

事業者から報告された事故報告書のデータを収集・分析・公表し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えており、今後、名護市でも分析・公表していきたいと考えています。

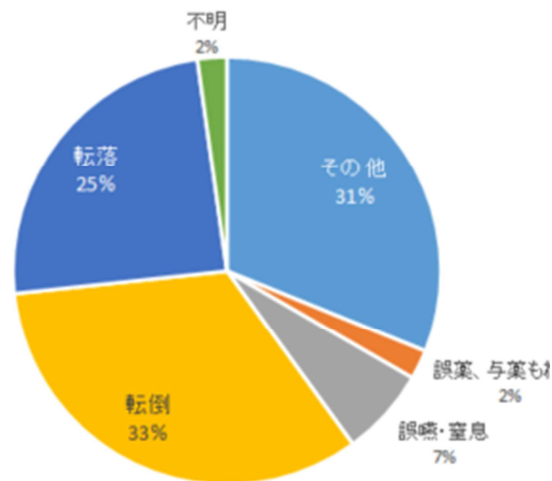
今年度の事故報告について、下記のとおり項目ごとに集計しました。傾向としてご参考ください。（令和5年3月29日時点）

【名護市ホームページ】「事故報告について」 <https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022031400039/>

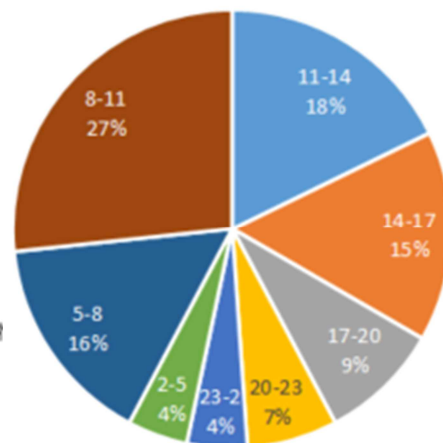
サービス種別



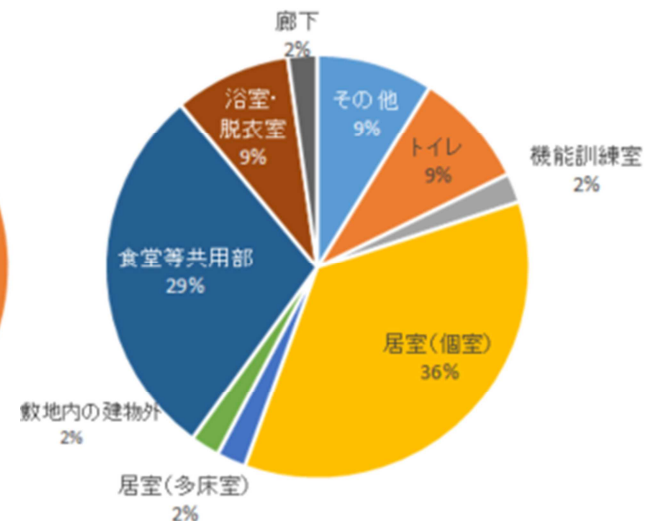
事故種別



時間帯



事故発生場所



## 2. 苦情・相談など

(1/2)

令和4年度中に名護市介護長寿課に寄せられた名護市が指定する事業所に係る苦情・問合せ等を集計しています。対応事例もあわせて記載していますので、ご確認ください。

サービス種類	申立人	対応事例	
<p>居住系 67% 通所系 33%</p>	<p>家族 45% その他 33% 従業員(現・元) 11% ケアマネ 11%</p>	<p>サービスの種類: 居住系</p>	<p>申立人: 家族</p>
<p>苦情等内容</p>		<p>介護事業所で起きた事故について、市へ報告があったか、又はその内容について知りたいとの相談。</p>	
<p>苦情等対応</p>		<p>【市の対応状況】 個人情報開示請求の対象であり、申請を受理した。</p>	
<p>従業員の態度 45% その他 33% 説明・情報不足 11% 従業員の態度 11%</p>	<p>事業者への指導・助言 56% 相談者に説明・助言 44%</p>	<p>サービスの種類: 居住系</p>	<p>申立人: その他</p>
<p>苦情等内容</p>		<p>近隣住民からの匿名通報。利用者が虐待を受けているような痛みを訴える声がある。職員が暴言を言い、今にも手を上げそうな態度をとっているのを見た。</p>	
<p>苦情等対応</p>		<p>【市の対応状況】 高齢者虐待対応として聞き取り調査。暴言や暴力はなかったが、身体拘束にあたる事案があったので高齢者虐待認定をした。</p>	
<p>事業者への指導・助言 56% 相談者に説明・助言 44%</p>	<p>事業者への指導・助言 56% 相談者に説明・助言 44%</p>	<p>サービスの種類: 通所系</p>	<p>申立人: ケアマネージャー</p>
<p>苦情等内容</p>		<p>ケアマネージャーの匿名通報。従業員の対応が悪く、管理者がいないこともある。家族や利用者にも態度が悪い。</p>	
<p>苦情等対応</p>		<p>【市の対応状況】 人員基準、虐待につながる点がないか等調査。虐待にはあたらないが、不適切なコミュニケーションがある。基準等については再度調査予定。</p>	

### 3. 令和4年度指導・監査等における主な指摘事項

令和4年度における実地指導、監査及び介護保険法第23条に基づく書類の提出にて行った指摘事項をまとめましたので、ご確認ください。

【参考資料】「令和4年度指導・監査等における主な指摘事項」

### 5. 変更届の提出について

運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について変更があった際の変更届の提出について、定める条件を全て満たしている場合には、年1回の提出をもって足りることとしております。従業員の職種等の内容について過去1年間の間、変更がありました事業所につきましては、変更届を提出くださいますようお願いいたします。

**期限：令和5年5月31日（水）**

【名護市ホームページ】トップページ>暮らしのガイド>高齢・介護・障がい者  
>介護保険事業者へのお知らせ>各サービス>各種届出>変更

### 7. 【地域密着型】運営推進会議

運営推進会議は、地域密着型サービス事業所が、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による「抱え込み」を防止し、「地域に開かれたサービス」とすることでサービスの質の確保を図ることを目的とし、事業所自らが設置、開催するものです。

#### 報告について

会議開催後、「名護市地域密着型サービス等事業所 運営推進会議届出書」の参考様式を活用し、**会議内容等を速やかに名護市介護長寿課担当まで報告書を提出してください。**※任意様式でもかまいません。

- ・事業所名
- ・利用者の状況
- ・職員の研修
- ・運営推進会議構成員
- ・主な活動、出来事
- ・今後の主な活動予定 など
- ・開催場所
- ・事故等の状況

#### 運営推進会議の手引き

市ホームページにて運営推進会議の手引きを掲載しています。

【名護市ホームページ】「運営推進会議について」

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022022100030/>

### 4. 介護職員の処遇改善について

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員ベースアップ等支援加算の算定要件を満たしていることを証明するため、賃金規定等にしっかりと支払い方法やキャリアパス要件を満たしていることが分かるよう整備することが大切です。給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は提出を求める場合があります。適切に保存してください。

【参考資料】「介護職員の処遇改善について」

### 6. 市ホームページについて

自らの事業経営に責任を持つ事業者自らが関係法令等、介護保険のルールを守ることができるようサポートするため、介護保険サービスに係る周知に力を入れており、市ホームページの事業者向けの掲載記事を整理しているところです。ぜひご活用ください。

また、掲載記事についてご意見やご要望等ございましたら、担当までお問合せください。

#### 開催回数

地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上

## 8. 令和3年度報酬改定において経過措置となった事項

令和6年4月1日以降は、下記事項が義務づけられますのでご注意ください。

### 高齢者虐待防止の推進

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、以下の取組を義務付ける。

- ・運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。  
※以下3点を追記すること
  - ① 虐待の防止に関する責任者の選定
  - ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画
  - ③ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

【厚労省ホームページ】「高齢者虐待防止」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

### 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を義務付ける。

- ・感染対策委員会の設置、開催
  - ・指針の整備
  - ・研修、訓練（シミュレーション）の実施
- 【参考資料】「介護現場における感染対策の手引き 第2版（厚労省）」

### 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、以下の取組を義務付ける。

- ・業務継続に向けた計画等の策定
  - ・研修、訓練（シミュレーション）の実施
- 【参考資料】「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚労省）」  
【厚労省ホームページ】「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### 認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置（該当するサービスのみ）

措置の対象となるサービスにおいては、次の措置除外対象者を除く全ての従業者に対して、認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。

※訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援を除くサービス

### 会議や多職種連携におけるICTの活用

措置の除外対象者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者であり、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等となっています。

### 記録の保存等に係る見直し

新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる必要があります。

## 9. 各係からのお知らせ

名護市介護長寿課各係よりお知らせがあります。ホームページからご確認ください。

高齢福祉係	介護認定係	介護給付・保険料係	包括支援係
・虐待防止の注意喚起	—	・過誤調整について ・令和5年度ケアプラン点検事業計画について	・総合事業サービス利用申請と更新について ・予防届について

## 10. 介護事業所のメールアドレスの登録・確認について

名護市から介護保険事業所のみなさまへの情報発信のペーパーレス化、災害等の対応に係る周知の迅速化のため、原則としてメールにて文書を発信して各種通知を行います。つきましては、受講確認表にてメールアドレスの登録をお願いいたします。なお、市内居宅介護支援事業所につきましては、全事業所のメールアドレスを把握しておりますが、変更があった際はお知らせください。

## 11. 介護保険給付に関するお問い合わせについて

介護保険給付や運営基準に関する問合せは、原則として事業所の管理者が行ってください。事業所の一職員が、個人で質問することはお控えください。また、問い合わせる前に、まずは各事業所内で確認をお願いします。下記ホームページリンクを参考にしてください。

【名護市ホームページ】トップページ>暮らしのガイド>高齢・介護・障がい者

>介護保険事業者へのお知らせ>★！定期的に確認してください！/お知らせ・各リンクまとめページ★>問い合わせの前に

